

宮城県公報

宮 城 県
発行
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○公印の改刻
○家畜伝染病の発生
(県政情報・文書課) 一
(家畜防疫対策室) 二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定自立支援医療機関の指定 (精神保健推進室) 二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 二

教育委員会

○宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程を廃止する訓令 三
○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 三
○事務決裁規程の一部を改正する訓令 三

公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 三

宮城県海区漁業調整委員会













○流し網漁業等の制限 一
○かご漁業の制限 八
○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 五



告 示

○宮城県告示第七百四十四号
次のとおり公印を改刻した。

令和六年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日				
宮城県知事 印 仙南保 健所用	知 事 印	保 健 所 用	<table border="1"> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和六年 十二月一日
旧	新							
								
宮城県仙南 保健福祉事 務所長之印	地 方 機 関 印	一 般 文 書 用	<table border="1"> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和六年 十二月一日
旧	新							
								

宮城県仙南保健所長之印	
長	地方機関
一般文書用	
旧	新
	
令和六年十二月一日	

○宮城県告示第七百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 二 畜種
鶏
- 三 患者及び疑似患者の区分並びにその羽数
患者 二羽
- 四 発生場所又は区域
石巻市
- 五 発生日
令和六年十一月十四日
- 六 患者の取扱い
法令殺

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
セーナ調剤薬局	柴田郡大河原町字町七〇一四	令和六年十月一日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二七番地一〇	令和六年十月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション ふれあいなかだ	登米市中田町浅水字上川面六五番地一	令和六年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
正明薬局調剤センター	大崎市古川諏訪二丁目二一四〇	令和六年九月三十日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二七一〇	令和六年九月三十日

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令第5号

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程を廃止する訓令

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程（平成三年宮城県教育委員会訓令第4号）は廃止する。

附則

この訓令は、令和六年十二月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第6号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（地方機関の長に対する委任）

第四条 地方機関である教育事務所の長に対し、各種行事（一の教育事務所の所管区域内に限って行われるものに限る。）の後援の承認（当該教育事務所名で行うものに限る。）に関する事務を処理する権限を委任する。

附則

この訓令は、令和六年十二月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第7号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

宮城県教育委員会

事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長 佐藤 靖彦

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第七号1中「共催、」を削る。

別表第二第二号の表第八号の次に次の一号を加える。

九 各種行事（一の教育事務所の所管区域内に限って行われるものに限る。）の後援の承認

所長

附則

この訓令は、令和六年十二月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第152号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年11月29日

宮城県公安委員会長 佐藤 勘三郎

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

令和7年1月14日（火）から同月23日（木）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

講習区分	実施日							計	
	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	20日 (月)	21日 (火)	22日 (水)		23日 (木)
新規取得講習 3号	○	○	○	○	○	○	○	○	7日間
新規取得講習 4号	○	○	○			○	○	○	6日間

追加取得講習	3号		○	○	○		3日間
	4号				○	○	2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月14日から20日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午前9時30分から午後0時20分までとし、23日は午前9時20分から修了検査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月14日から16日及び21日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午前9時30分から午後3時50分までとし、23日は午前9時20分から修了検査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

1月17日及び20日は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午後4時から修了検査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

1月21日は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。

2 講習の実施場所及び委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けて

いる者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和6年12月9日（月）から同月13日（金）までの5日間（9日から12日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和6年12月16日（月）から同月20日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通 (追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-1(1)アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-1(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-1(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-1(1)エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-1(1)オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和六年十一月二十九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和七年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

三 漁業時期

令和七年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船(ごと)に、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届出(様式第一号)をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出(様式第二号)をしなければならない。

五 操業の条件

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、日没から日の出までとしなければならない。ただし、操業する海域において漁業者間で定める操業ルールに従って操業する場合はこの限りではない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則(令和二年宮城県規則第百三十三号)第六十条の規定を遵守しなければならない。

2 漁獲成績報告書の提出の義務

四による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに漁獲成績報告書(様式第三号、様式第四号又は様式第五号)を漁業時期終了後一ヶ月以内に、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

印

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連 番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推 進 種 馬	機 関 及 力	の び 数	操 業 時 期	届 出 者		着 業 業 種		
								住 所	氏 名	流し網	はえなわ	はもどう

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

(A4横)

様式第2号

流し網、はえなわ、はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 _____ 丸 (漁船登録番号 _____)
- 2 届出した着業業種 流し網、はえなわ、はもどう (※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

(A4縦)

(様式第3号)

流し網漁業漁獲成績報告書

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		乗組員数	人(船長を除いた人数)	
届出者氏名		日合：.....寸	分	(cm)
漁船登録番号	-	1張当たりの総延長：	m	
漁船名		1張当たりの使用反数：	反	
総トツ数	トツ	総使用張り数：	張	
		(※何張敷設しているか記入する。)		

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円)※税抜き
			サワラ	スズキ	サバ(その他)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

所要経費(単位：千円)	所要経費			経費合計
	燃料費	諸材料費	人件費(その他)	
漁船・漁具費				0

※1 所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。欄外に「乗組員〇人のうち、家族〇人分の人件費は含まない。」と記入すること。
 ※2 族〇人分の人件費は含まない。と記入すること。
 ※3 漁船・漁具費には、漁具の機装費、修繕費を含むこととする。

(様式第4号)

はえなわ漁業漁獲成績報告書

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		乗組員数	人(船長を除いた人数)	
届出者氏名		1張当たりの総延長：	m	
漁船登録番号	-	はえなわの1張当たりの使用針数：	本	
漁船名		1張当たりの使用反数：	反	
総トツ数	トツ	総使用張り数：	張	
		(※何張敷設しているか記入する。)		

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円)※税抜き
			トラフグ	スズキ	その他	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

所要経費(単位：千円)	所要経費			経費合計
	燃料費	諸材料費	人件費(その他)	
漁船・漁具費				0

※1 所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。欄外に「乗組員〇人のうち、家族〇人分の人件費は含まない。」と記入すること。
 ※2 族〇人分の人件費は含まない。と記入すること。
 ※3 漁船・漁具費には、漁具の機装費、修繕費を含むこととする。

(様式第5号)

はもじょう漁業漁獲成績報告書

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名	乗組員数	人(船長を除いた人数)
届出者氏名	1張当たりの総延長:	m
漁船登録番号	1張当たりの使用どろ数:	個
漁船名	総使用張り数:	張
総トン数	規	(※何張敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円)※税抜き
			アアナゴ	その他	()	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

漁船・漁具費	所要経費(単位:千円)				経費合計
	燃料費	諸材料費	人件費	その他	
			()	()	0

- ※1 所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。
- ※2 人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇人のうち、家族〇人分の人件費は含まない。」と記入すること。
- ※3 漁船・漁具費には、漁具の機装費、修繕費を含むこととする。

○宮城県漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。)において、一トン以上二十トン未満の漁船を使用して行うかご漁業(以下「かご漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。

令和六年十一月二十九日

宮城県漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和七年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域

宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く)

三 漁業時期

令和七年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

二の操業区域においてかご漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かご漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城県漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届出をしなければならない。

また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

五 条件

1 四の届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面(写しでも可)を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 届出者は、宮城県漁業調整規則(令和二年宮城県規則第百三号)第六十条の規定を遵守しなければならない。

4 ワタリガニ(ガザミ)については、抱卵個体(外子を有する個体)を漁獲した場合は、再放流しなければならない。

5 届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

6 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。

7 届出者は、漁業時期終了後一か月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
(別紙)

かご漁業操業事務取扱要領

(操業の届出及び変更の届出)

第一 かご漁業の制限(令和四年度宮城海区漁業調整委員会指示第 号。以下「委員会指示」という。)の届出(以下「届出」という。)をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあつては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書(様式第一号。以下「操業届出書」という。)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅延なくかご漁業変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)を委員会に提出しなければならない。

3 宮城県以外の船籍の者(以下「県外届出者」という。)が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書(様式第一号)を委員会に提出しなければならない。

(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出を受理したことを証する書面の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所(県 外届出者にあつては管轄する都道府県)を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で定める標識は、様式第三号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第四号とする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所(県 外届出者にあつては管轄する都道府県)を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

かご漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合 (又は届出者)



下記のとおり、かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	操業定期	届出者		備考
						住所	氏名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

年 月 日 上記届出を受理
宮城海区漁業調整委員会

海区収受
印押印欄

(様式第2号)

かご漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 船 名 _____ 丸

2 漁船登録番号 _____

3 届出番号 宮かご第 _____ 号○

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

5 変更の理由

(様式第3号)

宮かご第 _____ 号○

1 文字及び数字(届出番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。

船外機動力漁船にあつては、文字及び数字(届出番号)の大きさは4センチメートル以上とし、太さは1センチメートル以上とする。

2 文字、数字(届出番号)は、黒色とすること。

3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあつては、所属支所)の頭文字を記入すること。(漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要)

(様式第4号)

かご漁業漁獲成績報告書

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

届出番号	宮かご第 号	乗組員数	人(船主を除いた人数)
所属漁協名		1本あたりの使用かご数:	カゴ
届出者氏名		1本あたりの総延長:	m
漁船登録番号		総使用本数:	本(本誌に記入)
漁船名		この模	主に使用する餌:
総トツ数	トツ		

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円) ※取扱き
			ガザミ(ワタリガニ)	マアサゴ	ミズダコ	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	餌代	人件費	その他()	経費合計(千円)	備考

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和六年十一月二十九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和六年十二月一日から令和七年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則(令和二年宮城県規則第百三十三号)第五十二條第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域(表示は、世界測地系による)
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十七度五十三・七九分、東経百四十一度〇七・二九分 点イ 北緯三十七度五十三・七九分、東経百四十一度〇四・七六分 点ウ 北緯三十七度五十五・七九分、東経百四十一度〇四・〇七分 点エ 北緯三十七度五十五・七九分、東経百四十一度〇六・六一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分